

新公益法人制度セミナー
ー 公益社団法人移行のポイント ー

公認会計士 林 光 行 事 務 所
税 理 士
講師 税 理 士 古 田 茂 己

<目 次>

I	平成 20 年 12 月 1 日に新公益法人制度がスタートしています。	1
II	元公益法人の移行の概略	1
III	元公益法人 →特例社団法人への移行時の問題点等 (A)	2
IV	特例社団法人 →一般社団法人、公益社団法人への移行時 (B)	2
V	特例社団法人 →公益社団法人への移行 (C)	4
★	収支相当の原則	8
★	遊休資産額が制限限度を超えないと見込まれること	8
★	公益目的事業比率 (50%ルール)	10
VI	公益目的事業とは (D)	11
★	まとめ	17

凡 例

法令名称	セミナーでの略称
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	一般法
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	公益認定法
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	整備法
同 法律施行令	整備法施行令
同 法律施行規則	整備法施行規則

I 平成20年12月1日から新公益法人制度がスタートしています。

新公益法人制度は、平成20年12月1日から施行されています。

旧公益法人制度は、主務官庁の許可を受けて公益法人が設立され、公益性の判断も主務官庁が自由に判断されています。一方、新公益法人制度では、登記のみで法人の設立ができます（一般社団法人）。そして、公益性の判断は行政庁が行います。行政庁に認定された場合に公益社団法人となります（設立と公益性の判断が分離されています）。

旧公益法人制度と新公益法人制度の比較

区分	旧公益法人制度	新公益法人制度
法人の設立	社団法人 主務官庁の許可	一般社団法人 登記のみで設立
	↑ 一体 ↓	↓ 認定
公益性の判断	社団法人 主務官庁判断	公益社団法人 行政庁が認定
税との関係	法人税は収益事業のみ課税	公益性を認定された法人に 対し税制上の優遇措置（注）

（注）法人税では収益事業課税としつつも、公益目的事業から生じた所得は非課税とされています。

II 元公益法人の移行の概略

平成20年12月1日に、元公益法人は法律上「特例社団法人」になります。

平成20年12月1日から5年間（平成25年11月30日まで）は移行期間と呼ばれ、この移行期間の間に特例社団法人から「公益社団法人」「一般社団法人」「営利法人等へ転換」の選択となります。

移行期間終了時に、「公益社団法人」「一般社団法人」「営利法人等へ転換」のいずれにもなっていない場合は、その時点で「解散」になります。

Ⅲ 元公益法人 → 特例社団法人への移行時の問題点等 (A)

『元公益法人が、平成 20 年 12 月 1 日で「特例社団法人」に法律的に変更したからといって手続等は必要ありません。』

名称はこれまでどおりでかまいません。

定款、理事・監事等の機関及びその選任方法など手続等で何も変更する必要はありません。

現行の登記も、新制度の登記とみなされます。

業務の監督も、一般社団法人又は公益社団法人に移行するまでは、従前どおり主務官庁のままです。

なお、例外として以下の事項があります（特例民法法人に認められている）。

- ① 基金の募集（社団法人のみ）が認められます
- ② 合併（特例民法法人同士の吸収合併に限る）が認められます。

Ⅳ 特例社団法人→一般社団法人、公益社団法人への移行時 (B)

まず、新公益法人制度の機関設計について確認します。

1 新公益法人制度における各法人形態による機関設計は以下のとおりです。

	一般社団法人	公益社団法人
必置機関	理事 社員総会	理事（3人以上） 社員総会 理事会 監事
任意機関	理事会 監事（注1） 会計監査人 （負債 200 億円以上の法人は必置となります。）	会計監査人 （収益、費用及び損失が 1,000 億円以上又は負債 50 億円以上のいずれかに該当する法人は必置となります。）

（注1）理事会又は会計監査人を置く場合は必置となります。

2 現行定款等と特例社団法人の定款の関係

元社団法人	一般社団法人への適用
存続特例社団法人の定款を一般社団法人の定款とみなす	
定款の目的、名称、事務所の所在地、社員の資格の得喪に関する規定	みなす (公告方法、事業年度は不適用) (整備法 80・89)
理事・監事・社員総会	みなす
理事会	効力を有しない (整備法 80・89)
会計監査人	効力を有しない (整備法 80・89)
代表理事の定め	(代表理事の地位を有しない) (整備法 48③)

理事会を一般法の規定に適合するように定款等の規定を変更すると、理事・監事の選任方法、任期等も一般法の規定に従うことになります。

3 移行期間中ならびに移行後の機関の効力

元社団法人	移行期間中		認定・認可後	
	特例社団法人としての効力	新制度の法人としての効力	公益社団法人	一般社団法人
1 社員総会	○	○	○	○
2 理事	○	○	○	○
3 理事会*	○	×	要設置	任意
4 代表理事*	○	×	要選任	任意
5 監事	○	○	○	任意

*「理事会」「代表理事」は、旧公益法人制度では、法律（旧民法）の定めによって設置された機関ではなく任意設置機関であったのですが、新制度では法律の定めにより必要設置機関となりました。従って新制度に移行する時は、法律の定めによって設置された機関として新たに決定し直す必要があります。新定款に「理事会」「代表理事」の規定を記載する必要があります。

V 特例社団法人 →公益社団法人への移行 (C)

1 公益認定の手続方法

公益目的事業を行う特例社団法人は、公益認定の申請を行政庁（内閣総理大臣または都道府県知事）あてに行い、公益認定を受けて公益社団法人になることができます。

2 公益認定の条件

公益認定の条件は次の3つです。

- ①公益認定法5条の認定基準（18項目）に合致すること
- ②「定款変更の案」が一般法と認定法及びその政令等の規定に適合したものであること
- ③欠格事由に該当しないこと。

3 認定基準（公益認定法5条）

行政庁が公益認定の審査をする場合の判断規準は以下の認定基準です。

1	公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
2	公益目的事業実施に必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。 （経理的基礎知識とは、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正化、③情報開示の適正化の3点から判断されます。）
3	その事業を行うに当たり、社員・役員・使用人その他の法人関係者等、特定の者に特別の利益を与える事業を行わないこと。
4	その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える事業を行わないこと。
5	投機的な取引、高利の融資事業その他公益法人にふさわしくない事業又は公序良俗に反するおそれのある事業を行わないこと。
6	その行う公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること（収支相償の原則）。
7	公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という）を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
8	公益認定法15条に規定する公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれるものであること（50%ルール）。
9	遊休財産額が公益認定法26条2項の制限限度を超えないと見込まれること。
10	配偶者3親等以内の親族等が理事総数の3分の1以内であること、監事も同様。
11	他の同一の団体（公益社団・財団法人等を除く）の理事・使用人等相互に密接な関係にある者が理事総数の3分の1以内であること、監事についても同様とする。

12	一定規模の社団法人は会計監査人を置くこと。
13	適正な役員報酬基準を制定し、公表すること。(理事・監事)
14	一般社団法人の社員・機関が以下に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・社員の資格に不当な差別的条件を付さない ・議決権行使に不当に差別的取扱いをしない ・議決権に関し社員の提供する金銭・財産の価格に応じない ・理事会を設置すること
15	他の団体の支配が可能となる株式等を保有しないこと。
16	公益的事業に不可欠な特定財産がある場合、その維持・処分制限を定款で規定すること。
17	公益認定取消し又は合併により消滅する場合、公益目的取得財産残額を類似の公益団体、国・地方公共団体へ1ヶ月以内に贈与する旨定款で規定すること。
18	清算の場合、残余財産を類似の公益団体、国・地方公共団体に贈与する旨を定款で規定すること。

4 欠格事由

認定要件を満たしていても欠格事由に該当すると公益認定が受けられない場合があります。欠格事由に該当しないかどうか細心の注意が必要とされます。

欠格事由は大きく分けて2種類に分かれます。(公益認定法6条)

第一の欠格事由

理事または監事が次の事項のいずれかに該当する場合は

①	行政庁の処分として公益認定を取消された、自発的に取消を申請した公益社団・財団法人において、取消原因となった事実があった日以前1年以内にその公益社団・財団法人の業務を行う理事であった者で、その取消の日から5年を経過しない者
②	刑法等・国税、地方税の法律違反により罰金の刑に処せられ、その執行終了等の日から5年を経過しない者
③	禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行終了等の日から5年を経過しない者
④	暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

第二の欠格事由

認定申請法人そのものが以下の事項に該当する場合は

①	定款または事業計画の内容が法令または行政機関の処分に違反しているもの
②	その事業を行うにあたり法令上必要な行政機関の許認可の取得できないもの
③	国税又は地方税の滞納処分執行中、執行終了から3年を経過していないもの
④	暴力団員等がその事業活動を支配するもの

5 公益認定申請関係書類

公益認定申請時に必要な書類は以下のとおりです。

<p>1 移行認定申請書</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 名称及び代表者の氏名(2) 公益目的事業を行う都道府県の区域ならびに主たる事務所及び従たる事務所の所在場所(3) その公益目的事業の種類及び内容(4) その収益事業等の内容
<p>2 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 定款（現行）(2) 定款の変更の案(3) 定款変更について必要な手続きを経ていることを証明する書類(4) 登記事項証明書(5) 事業計画書及び収支予算書(6) 事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類(7) 公益認定法5条各号に掲げる基準に適合することを説明した書類(8) 国税及び地方税の納税証明書(9) 理事・監事の就任予定者が欠格事由のいずれにも該当しないことを説明した書類(10) 申請法人が欠格事由のいずれにも該当しないことを説明した書類(11) 設立登記において登記をする予定の理事、監事の氏名、生年月日および住所を記載した書類(12) 行政機関の許認可等を証する書類（必要な場合）(13) 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする財産目録、貸借対照表及び貸借対照表の附属明細書(14) 申請日の属する事業年度の前事業年度の事業報告及び附属明細書(15) その他経理的基礎を有することを明らかにする書類(16) 理事・監事等の報酬等の支給の基準を記載した書類(17) 認定法施行規則付則2項に規定する財産（公益目的事業の用に供する財産等）の明細を記載した書類(18) 認定法施行規則付則7項に規定する共用財産の明細及びその財産に係わる同項に規定する割合の算定根拠を記載した書類(19) その他行政庁が必要と認める書類

6 移行の登記

特例社団法人は、公益認定を受けたときは、主たる事務所（従たる事務所）の所在地において2週間（3週間）以内にその法人の解散登記と公益社団法人の設立登記をしなければなりません

この登記後は、遅滞なくその旨を行政庁と主務官庁に届出る必要があります（整備法 106 条）。この登記を怠っていると認定取消しとなる場合も生じますので、登記と届出は早く実行できるように手続の用意をしておいて下さい。（整備法 109 条）

7 移行の効果

この登記を行った日以後は、認定法第 4 条の認定とみなされて認定法が適用になります（整備法 107 条）。このときに公益社団法人への移行が完了することになります。

8 不認定の場合

不認定の場合は、移行期間中であれば認定の基準を満たす努力をして、何度でも申請することができる（整備法 99 条）。

移行期間中であれば申請はいつでもできますが、あまりに期間ギリギリに申請して、その結果が不認定の場合は、その処分の通知を受けて日に解散したものとみなされます。ですから、認定の審査期間を考慮して少し余裕がある手続をする方がよいでしょう。

9 その他

認定基準及び欠格事由は、認定申請時にチェックされることとなりますが、認定取得後も認定基準は守られているか、また欠格事由が発生していないかチェックされます。

もし、公益認定取得後に欠格事由に該当するものがあると、公益認定法第 29 条では「行政庁は公益認定を取り消さなければならない。」と規定されていますので、公益認定が取り消されます。

認定基準が守られていない場合には、公益認定法で「行政庁は公益認定を取り消すことができる。」と規定されていますので、指導等後に認定を取り消される場合があります。

つまり、『公益認定は、一度取得すれば永久に担保されるものではありません。』ということなのです。

★収支相償の原則

判定方法

公益目的事業にかかる収入がその実施する適正な費用を超えないこと（収支相償の原則）の判定は、以下の表のとおりです。

収支相償対照表 (収益事業等からの利益の繰入れが50%の場合)	
費用	収入
公益目的事業に係る経常費用	公益目的事業に係る経常収益
	公益に係るその他の経常収益
	公益に係る特定費用準備資金取崩し額
公益に係る特定費用 準備資金繰入れ額	収益事業等の利益を公益に繰入れた額 (利益の50%を上限)

★遊休財産額が制限限度を超えないと見込まれること

公益認定の基準における遊休財産額とは、公益目的事業又は公益目的事業以外のその他の必要な活動に使用することが具体的に定まっていない財産をいいます。この遊休財産額は一年分の公益目的事業費用相当額を保有の限度としています。この考え方は、仮に法人の収入源が途絶えた場合でも一年程度は公益目的事業が実施できるように、法人に財産の保有を認めたものです。

各事業年度における遊休財産額とは、

借方	貸方	
資 産	負債	
	基金	←基金は一般法 131 条のものです
	正味財産	
		遊休財産以外に対応する額
		遊休財産額

認定基準における遊休財産額とは、正味財産のうち公益目的事業やその他の必要な事業、活動に具体的に用いられていない財産です。

FAQの（V-4-③（遊休財産額））より

法人の財産と控除対象財産の関係

財産目録の例（抜粋）

（丸付き数字は規則22③該当号）

貸借対照表科目（財産の科目）		財産の用途・保有目的	控除対象財産
（流動資産）	現金預金	特に用途の定めがないもの	—
（固定資産） 基本財産	土地・建物等	公益目的事業実施のために保有	①公益目的保有財産
		公益目的事業を支える収益事業等 財産	②収益事業・管理活動 財産
	〇〇基金 （預金・有価証券等）	公益目的事業に果実を充当	①公益目的保有財産
		管理費に果実を充当 （適正な範囲に限る）	②収益事業・管理活動 財産
美術品コレクション	美術館展示に不可欠な特定の財産	①公益目的保有財産 （不可欠特定財産）	
特定資産	土地・建物等	公益目的事業実施のために保有	①公益目的保有財産
		管理費に収益を充当 （適正な範囲に限る）	②収益事業・管理活動 財産
		寄附を受けた財産で寄附者の定め た用途に従っているもの	⑤寄附等によって受け 入れた財産で寄附した 者の定めた用途で使用 されている財産
	預金・有価証券等	公益目的事業に果実を充当	①公益目的保有財産
		管理費に果実を充当 （適正な範囲に限る）	②収益事業・管理活動 財産
	修繕積立資産 （資産取得資金）	公益に使う建物の大規模修繕のた めに積み立てているもの	③資産取得資金
	〇〇事業実施積立資産 （特定費用準備資金）	公益目的事業拡充に備え積み立て ているもの	④特定費用準備資金
その他 固定資産	土地 建物	公益目的事業を支える収益事業等 財産	②収益事業・管理活動 財産
	構築物	その他	—

※①②⑤の財産でも継続して事業の用に供していない場合等には、控除対象財産に該当しません。

※この表は法人財産の一部を整理したものであり、全ての財産を示しているものではありません。

★公益目的事業比率（50%ルール）

1 公益目的事業比率

公益目的事業比率は次に掲げる計算式により計算されます。

〔算式〕

$$\frac{\text{公益目的事業の実施に係る費用}}{\text{公益目的事業の実施に係る費用} + \text{収益事業等の実施に係る費用} + \text{公益法人の運営に必要な経常的経費}} \geq \frac{50}{100}$$

この場合に、各事業に係る「費用の額」（収入ではありません）に基づいて計算します。

これらの費用の額は、法人の損益計算書（正味財産増減計算書）に記載されている費用です。ただし、資産の評価損及び売却損は除きます。

2 共通経費の按分

従前は、管理部門の経費は「管理費」で会計処理されていたと思われませんが、新制度の移行後事業との関連で適正な按分方法に基づき事業費に配賦できます。

ガイドライン案にも掲げられていますが、法人の実態に応じて按分します。

共通費等の配賦基準

基準	適用される共通収益及び費用
A 建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料、固定資産税等
B 職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費
C 従事割合	給料、賞与、賃金、退職金等
D 使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース料等
E 直接費用割合	直接費に比例して発生する共通収益及び費用、上記の各基準を採用することが困難な共通収益及び費用
F 収入割合	収入割合を適用することが合理的な共通収益及び費用

3 公益目的事業比率の算定上の調整計算

- ① ボランティアに係る費用額
- ② 特定費用準備資金

VI 公益目的事業とは (D)

1 公益目的事業の要件

公益目的事業とは、次の二つの要件を満たす事業をいいます。

公益目的事業の要件

①	学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業
②	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業

2 要件①「学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業」の範囲

要件①に該当する事業の範囲は、公益認定法の別表に次のとおり記載されています。

学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業

1	学術及び科学技術の振興（を目的とする事業－以下省略）
2	文化及び芸術の振興
3	障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援
4	高齢者の福祉の増進
5	勤労意欲のある者に対する就労の支援
6	公衆衛生の向上
7	児童又は青少年の健全な育成
8	勤労者の福祉の向上
9	教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性を涵養
10	犯罪の防止又は治安の維持
11	事故又は災害の防止
12	人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶
13	思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護
14	男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進
15	国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力
16	地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備
17	国土の利用、整備又は保全
18	国政の健全な運営の確保に資する
19	地域社会の健全な発展
20	公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上

21	国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安全供給の確保
22	一般消費者の利益の擁護又は増進
23	前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

3 要件②不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

公益目的事業ですから、特定個人等の利益ではなく、社会全般を対象とした公の利益となるものでなければなりません。ただ、この「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」とは、現に行っている事業の実体で判断されるのですが、行政庁がどのような基準で判断するのかよくわからない事項でした。しかし、平成20年4月11日に内閣府から「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」が出され、その中で「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の事実認定に当たっての留意点として、事業区分ごとの公益目的事業のチェックポイントが明らかにされました。

事業区分ごとのチェックポイントの項目が明らかにされた事業内容 ①検査検定 ②資格付与 ③講座・セミナー・育成 ④体験活動等 ⑤相談・助言 ⑥調査・資料収集 ⑦技術開発・研究開発 ⑧キャンペーン ⑨展示会・〇〇ショー ⑩博物館等の展示 ⑪施設の貸与 ⑫資金貸付・債務保証等 ⑬助成（応募型） ⑭表彰・コンクール ⑮競技会 ⑯自主公演 ⑰主催公演
--

チェックポイントの具体的内容（抜粋）

事業区分	チェックポイントの項目
③ 講座、セミナー、育成	<ul style="list-style-type: none"> i 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 ii 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 （注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 iii 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 （注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 iv 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。

⑤ 相談、助言	<ul style="list-style-type: none"> i 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 ii 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 iii 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例：助言者の資格要因を定めて公開している)
⑥ 調査、資料収集	<ul style="list-style-type: none"> i 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 ii 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注) ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。 iii 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。 iv 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。
⑬ その他	<ul style="list-style-type: none"> i 事業目的(不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する) ii 事業の合目的性(事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかどうかを確認する) <p>事業の合目的性の判定</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) ロ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ハ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) ニ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)

4 公益認定を受けた公益社団法人等の事業内容

既に公益認定を受けた公益社団法人等の公益目的事業と収益事業などは以下のとおりです。

法人名	公益目的事業	収益事業など
公益社団法人 広島県放射線技師会	①体験活動、講演、相談等の事業による県民への知識の普及啓発事業 ②セミナー等による放射線技術学の向上のための研修事業 ③放射線に関する情報を出版等により提供を行う事業	①会員に対する相互扶助事業 ②会員に対する表彰事業
公益社団法人 鹿児島県理学療法士協会	①理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与する事業	①会員の福利厚生に関する事業
公益社団法人 鹿児島県鍼灸マッサージ師会	①はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧の普及啓発及び、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の資質の向上を図り、医療・保健・福祉の増進に寄与する事業	該当なし
公益社団法人 臨床心臓病学教育研究会	①医療従事者（医師、研修医、看護師、臨床検査技師、医学生等）の能力・資質向上を図るための研修等事業 ②一般市民を対象にした生活習慣病予防のための知識普及・啓発事業 ③臨床心臓病学に関する医師、看護師及び医学生向け海外研修の参加費用助成事業	該当なし
公益財団法人 かながわ健康財団	①運動、栄養、休養面から日常生活の中で取り組める生活習慣病や介護予防などの健康づくりに関する知識、情報、方法等の普及を図り、県民の健康づくり実践活動を支援する事業 ②県、医師会等と連携協力して、が	該当なし

	<p>ん予防の普及啓発、がん医療技術等の研修、がん研究の助成、がんり患調査の支援を行い、県のがん対策推進に資する事業</p> <p>③死後における角膜等及び腎臓の提供登録等の普及啓発、移植のあっせんを推進し、臓器移植の適正な推進を図る事業</p>	
<p>公益財団法人 痛風財団</p>	<p>①痛風・高尿酸血症並びに関連疾患に関する研究者への支援助成事業</p> <p>②痛風・高尿酸血症に関する研修会の開催及び診療医療機関の推薦活動</p> <p>③痛風・高尿酸血症についての啓蒙活動及び一般からの質問への対応活動</p>	<p>該当なし</p>
<p>公益財団法人 地域医療振興協会</p>	<p>①地域保健医療を確保し、質の向上を図る事業</p>	<p>該当なし</p>
<p>公益財団法人 肥後医育振興会</p>	<p>①医学教育・研究助成事業 i 医学研究助成（県下の若手研究者に対する助成）、ii 外国人留学生奨学金（県下の外国人留学生に対する奨学金の支給）</p> <p>②県民の健康増進を図るための市民公開セミナー「肥後医育塾」の開催</p> <p>③地域医療を担う医療人育成の在り方を協議し、今後の方向性の検討に資するため、「熊本県医療人育成総合会議」を開催する。</p> <p>④国際シンポジウム支援（「熊本医学・生物科学国際シンポジウム」に対する支援）</p>	<p>①医学・医療情報提供事業（地域住民へ健康・医学・医療情報を積極的に提供して、地域住民の健康増進及び地域医療の向上を図るため、月刊健康・医療情報誌「まいらいふ」の執筆・監修を行う。）</p> <p>②医学研究会・研修会等助成事業（県下の医・歯・薬系教育機関や病院等、或いはそれらの機関に所属している者が主宰する研究会、研修会、医学展・薬学展など学園祭等の学生活動に対する助成）</p> <p>③広報誌「ニューズレター」の編集・発行事業</p>

<p>公益財団法人 東京救急協会</p>	<p>①事故や災害などから尊い人命を救うため、多くの都民に応急手当の知識・技術を普及啓発するとともに、関連する救急についての最新情報の提供、調査研究、関係機関への協力などの事業</p> <p>②救急車の適正利用等の救急需要対策に資するため、都民が救急車を利用するほどの緊急性はないが適切な搬送手段を必要とする場合に、民間患者等搬送車とサポート Cab の配車案内などを行う事業</p>	<p>①都民に対する応急手当の普及啓発を一層促進するため、主に公益目的事業に関連する応急手当及び救急についての参考図書、教材、応急手当用品等を作成し販売する事業</p> <p>②緊急性のない患者等の搬送事業を国土交通省の免許を受けて民間患者等搬送車により有料にて実施している事業</p> <p>③東京都から、東京都立八王子小児病院の新生児用救急自動車の運行業務を受託している事業</p>
--------------------------	--	---

★まとめ

1 認定公益法人のメリット・デメリット

(1) 公益認定を受けることによるメリット

- ①公益社団法人という名称を使用できる。
冠に「公益」と謳えることは大きな名誉といえます。
- ②税制上の優遇措置が受けられる。
法人税課税関係・寄附金関連、預金利息の源泉が非課税。

(2) 公益認定を受けることによるデメリット

公益社団法人に遵守事項があります。

- 行政庁の監督を受ける
- 公益目的事業費率が50%以上であること
- 遊休資産額は一定の額を超えないこと
- 理事・監事の報酬等の支給基準を公表すること
- 公益目的事業財産は、公益目的事業を行うためにのみ使用等されなければならない。
- 定款、財産目録、役員名簿、事業計画書、監査報告書等を主たる事務所ないしは従たる事務所に備え置かないし閲覧できるようにしなければならない。

